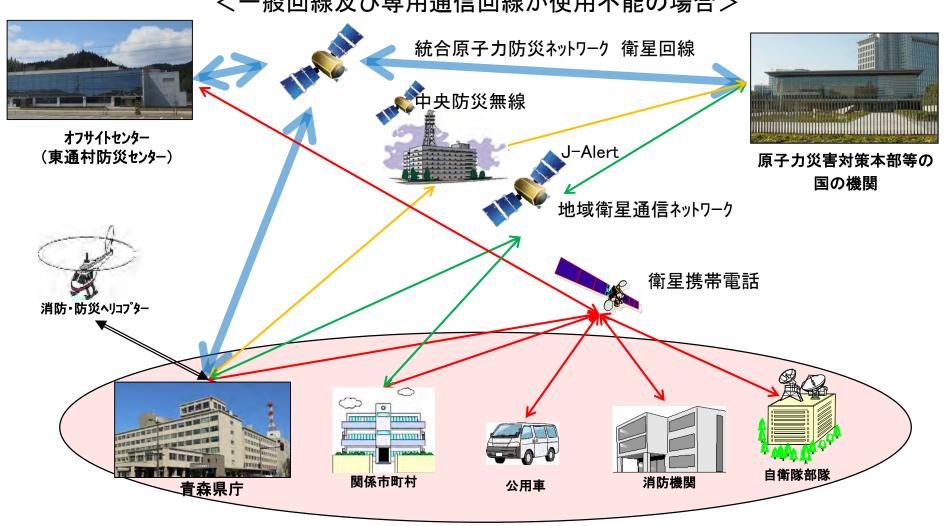
連絡体制の確保【P】



- ▶ 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信 回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

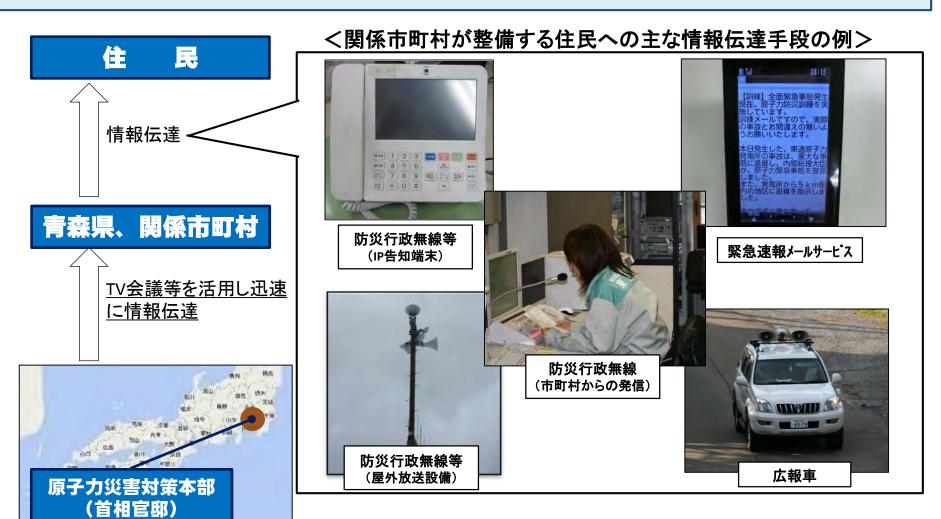
<一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合>



住民への情報伝達体制【P】



- ▶ 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 関係市町村は、防災行政無線、広報車、IP告知端末、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、 住民へ情報を伝達。



国の広報体制



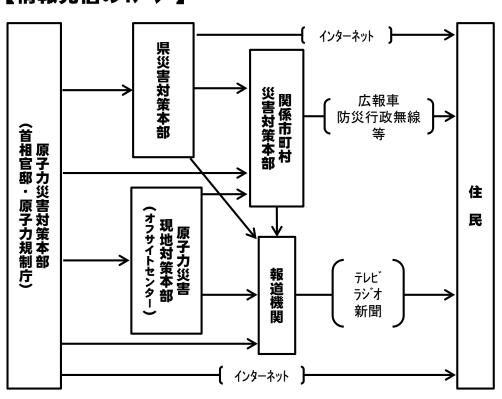
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- ▶ 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- ▶ 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地 メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信のイメージ】



青森県及び関係市町村、国等による住民相談窓口の設置【P】



青森県及び関係市町村における対応

▶ 青森県及び関係市町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、 被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。【P】

国における対応

- ▶ 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニースで見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ▶ オフサイトセンターでは、青森県及び関係市町村の問合せ対応を支援。

原子力事業者(東北電力)における対応

▶ 原子力事業者(東北電力)は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。【P】

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

①事故の発生日時及び概要

⑤住民等がとるべき行動

②事故の状況と今後の予測

- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ③原子力発電所における対応状況
- ⑦被災企業等への援助・助成措置

④行政機関の対応状況





4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

- 1. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
- 2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送す ること。
- 3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

青森県及び東通村における初動対応【P】



- ▶ 青森県は、警戒事態が発生した段階で、警戒体制をとり、要員約●●名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。【P】
- 東通村は、警戒事態が発生した段階で、警戒体制をとり、職員約40名が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を 設置。【P】
- ▶ 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、青森県、東通村は、一時集合場所、社会福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。【P】
- ▶ 東通村は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。【P】

